

坂戸市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項及び坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月19日

坂戸市監査委員 野村 康
同 柴田 文子

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和5年11月9日	財政課、政策企画課、職員課、秘書課、施設管理課、都市計画課
令和5年11月14日	福祉総務課、高齢者福祉課、障害者福祉課、住宅政策課
令和5年11月16日	市民課、北坂戸地区まちづくり推進室、農業振興課、商工労政課、こども支援課

2 監査事項

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているかについて監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。